

青山地区 市政懇談会資料

令和3年10月17日

市政懇談会出席者一覧

役 職	氏 名
市 長	<small>なか た かず ひこ</small> 仲 田 一 彦
副 市 長	<small>おお にし ひろ し</small> 大 西 浩 志
副 市 長	<small>ごう だ ひとし</small> 合 田 仁
教 育 長	<small>おお きた ゆ み</small> 大 北 由 美
総合政策部長	<small>やま もと よし ふみ</small> 山 本 佳 史
総務部長	<small>いし だ ひろし</small> 石 田 寛
市民生活部長	<small>やす ふく しょう じ</small> 安 福 昇 治
健康福祉部長	<small>いの うえ のり こ</small> 井 上 典 子
産業振興部長	<small>よ くら ひで あき</small> 與 倉 秀 顕
都市整備部長	<small>とも さだ ひさし</small> 友 定 久
上下水道部長	<small>うえ だ とし かつ</small> 上 田 敏 勝
議会事務局長	<small>いし だ ひで ゆき</small> 石 田 英 之
消 防 長	<small>はやし かず しげ</small> 林 一 成
教育総務部長	<small>もと おか ただ あき</small> 本 岡 忠 明
教育振興部長	<small>よこ た こう いち</small> 横 田 浩 一

地区からの意見・提言

青山地区

※市政懇談会で意見交換を行う意見・提言

	意見・提言の内容	回答者
1	青山7丁目団地開発プロジェクトの進捗状況について	総合政策部長
2	緑が丘東幼稚園の存続、延長の可能性について	教育振興部長
3	生活道路の点検と早期舗装工事の実施について	都市整備部長
4	防災・地域の安全について	総合政策部長
5	ゴミ収集回数の見直しとゴミステーション利用に関わるガイドラインの策定について	市民生活部長
6	防犯カメラの管理について	市民生活部長

※その他の意見・提言

	意見・提言の内容	回答者
7	公園の砂場の安全点検と衛生管理について	—
8	乳幼児健診の回数について	—
9	市からの配布文書等のデジタル化への展望について	—
10		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	青山地区	
意見・提言	1	青山7丁目団地開発プロジェクトの進捗状況について（まちづくり協議会）
<p>(内容)</p> <p>7丁目の用途地域変更の法的手続きと地区計画は進行中、10月市政懇談会時点で原案作成、知事協議回答まで進んでいると理解しているが進捗状況について説明いただきたい。また、「住み続けられるまち」、「住み替えができるまち」のコンセプトを取り入れ、さらに市の施設検討を含めたまちとしての具体案はどうなっているのかお聞きしたい。この具体案が青山住民の最も大きな関心事と思っている。</p>		
回 答	(担当課) 総合政策部 縁結び課	
<p>青山7丁目団地再耕プロジェクトについては、令和2年12月に住民説明会、令和3年1月にまちづくり協議会役員意見交換会を開催し、整備イメージ(案)についてご説明いたしました。そして、令和3年2月3日には、三木市都市計画審議会において、用途地域を「第一種中高層住居専用地域」から「第一種住居地域」へ変更する旨の説明を行い、今年度中に変更する予定としています。</p> <p>具体的な施設整備内容としては、住民説明会で説明した整備イメージ(案)を基に、先の時代を見据え、周辺の住環境に配慮しながら様々な形で利用できる施設をめざし、必要面積や動線等も含めて検討を進めています。また、整備後の施設については、民間事業者との連携により、持続可能な運営形態を考えています。</p> <p>市が整備予定である、交流エリア内の民間事業者による福祉系施設については、令和5年10月の開業をめざし、特別養護老人ホームとデイサービスセンターの建設及び運営を行う民間事業者の募集に向けたサウンディング調査を経て、公募により事業者の選定を行っています。今後、令和4年度には、施設整備に向けて、交流エリアを含む7丁目の開発に向け、造成工事を開始するよう進めて行く予定としています。</p> <p>それ以外の整備内容についても、今後、地域におけるニーズや課題等を把握した上で、まちづくりに生かしたいと考えています。整</p>		

備方針が具体的に決まり次第公表するとともに、青山地区のまちづくり協議会役員の方々には、別途ご説明申し上げる機会を設けます。

なお、交流エリア以外の多世代共生住宅エリア等については、開発事業者である大和ハウス工業がニーズ把握を行いながら検討を進めています。引き続き、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	青山地区	
意見・提言	2	緑が丘東幼稚園の存続、延長の可能性について（まちづくり協議会）
<p>(内容)</p> <p>緑が丘東幼稚園は、令和5年閉園となっているが、三木市幼保一体化計画は、保護者ニーズや子供の減少が計画通りでない状況から見直しが検討されていると聞いている。対応の一つとして公立幼稚園の存続も上げられており、青山地区としては緑が丘東幼稚園の存続、閉園延長の可能性については是非お聞きしたい。また、存続の可能性があるならば、保護者ニーズが強い午後のあずかり保育、3才児入園を検討いただけないか。青山7丁目の団地再耕や情報公園都市の2次開発など、このエリアで子どもたちが将来急速に減少することは考えにくい。青山7丁目団地再耕のモデルとしても緑が丘東幼稚園存続を再考願いたい。より一層活性化出来るのではないかと考える。</p>		
回答	(担当課) 教育振興部 教育・保育課	
<p>平成27年度に三木市幼保一体化計画を策定し、就学前教育・保育を推進しておりますが、幼保一体化計画の推計児童数が計画よりも減少していないこと、0, 1, 2歳の就園希望率が上がり、年度毎の就園児童数が計画を上回っていること、そして、令和元年10月の国の3, 4, 5歳の保育料無償化に伴い、1号認定3歳の就園希望児童が増加していることなどが要因で、見直しが必要な状況となっております。</p> <p>これまでに2回の計画見直しを行い、希望する園への入園を待つ児童の解消に向けた取組を行ってきましたが、更なる見直しが必要であると判断し、今年度中を目途に3回目の見直しを進めています。</p> <p>緑が丘東幼稚園を含む公立4園の取扱いについては、民間主導で公立園・所は、補完的な役割を担うという基本的な方針は変わらず、令和5年度末で廃園を予定しておりますが、今後の就園児数等の状況を検証する中で、保育協会等とも協議を重ねながら、民間の認定こども園で園児を受入れていただくことを前提にし、受入れ</p>		

が確保できない場合は、公立幼稚園の一部を延長することについての検討も必要であると考えています。

3歳児保育については、幼保一体化計画に基づき、3歳1号認定児は、認定こども園が受入れを担っていく方針に変わりはないこと、公立幼稚園は令和5年度末で廃園を予定していることなどにより、実施は現時点では考えていません。

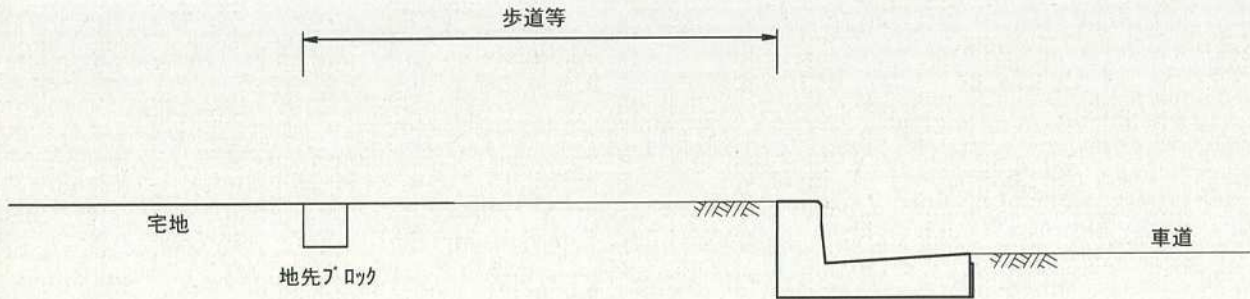
また、預かり保育の検討や公立幼稚園の延長については、今年度中を目途に幼保一体化計画の見直しの中で考えてまいります。

青山7丁目等の開発については、開発年次や規模も含めて、その内容を注視しながら、就学前教育・保育施設の適正な運営に努めてまいります。

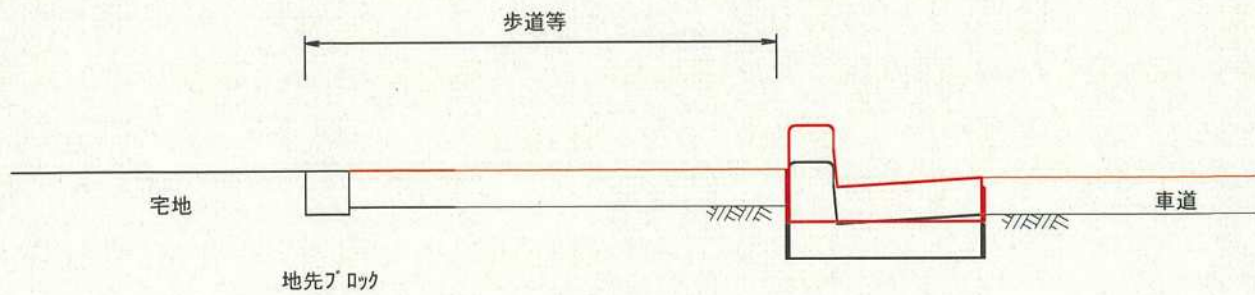
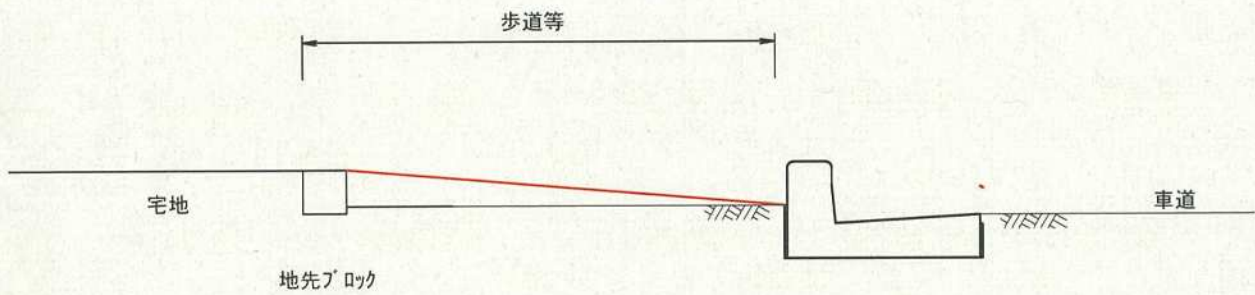
市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	青山地区	
意見・提言	3	生活道路の点検と早期舗装工事の実施について（青山2丁目、6丁目）
<p>(内容)</p> <p>生活道路、歩行者専用道路において、アスファルトの老朽化により道路面の凹凸が激しく、下の砂利石が飛び出して、突き出た形になっている。運動能力が低下している高齢者にとっては、非常に危険な状態にある。歩行補助としての4輪歩行器を押す際にも、路面状況が悪いため、思うように進むことができない。また、電動車いすを使用する際、フラット方式の歩道ではないため、各家屋入り口の段差が危険で、車道を走らないといけない状態にある。</p> <p>道路修繕計画1回目の5年計画が終わっているので、新たな道路修繕計画を立てていただき、青山全体の生活道路の確認を早期に実施し、舗装工事や歩道の改修の検討を願う。</p>		
回答	(担当課) 都市整備部 道路河川課	
<p>生活に密着した道路等については、延長も膨大で把握はできておらず(市道の延長は約670km)、計画の策定はしておりせん。また、前計画は、高度経済成長期に開発された区域の傷みの激しい箇所について策定したもので、計画に基づく修繕は完了したものと考えています。</p> <p>舗装の修繕については、市域全体を勘案しながら優先度の高い箇所から、順次実施してまいります。</p> <p>なお、パトロール等を実施し点検しておりますが、お気づきの危険性の高い箇所がございましたら、ご連絡いただきますようお願いいたします。</p> <p>次に青山地域の歩道については、既にマウンドアップ型にて施工されており、その歩道構造から宅地側の高さが設定されているため、歩道の形状を変更することは困難と考えます。このため、歩道単独の施工にてフラット化する予定はございません。</p> <p>市道の道路改良や自転車空間の整備にあわせて実施できる箇所については検討を進めてまいりますので、ご理解よろしく申し上げます。</p>		

マウントアップ形式



フラット形式



市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	青山地区	
意見・提言	4	防災・地域の安全について (まちづくり協議会)
<p>(内容)</p> <p>災害時の2次避難所として青山地区では緑が丘東小学校、青山公民館、三木北高校の各体育館となっており、収容人数が緑が丘東小学校 300 人、青山公民館 800 人、三木北高校 450 人とあるが、昨今のコロナウイルス感染症を見据えた避難所運営対応からしても、青山公民館の収容人数(800人)は適切なキャパシティとは思えない。収容人数を再確認し、防災マップ等の修正が必要ではないか。また、コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルの研修、共有状況、実施内容についても開示していただきたい。</p>		
回答	(担当課) 総合政策部 危機管理課	
<p>昨年の市政懇談会において同様のご意見をいただきながら、避難所の収容可能人数の検証や見直しが遅れておりますことをお詫び申し上げます。</p> <p>現在、青山地区を含む市内全域を対象に、避難所開設・運営計画の策定に必要となる、市内における大規模災害時の建物被害や避難者想定人数をはじめとした被害想定の見直しを、専門業者に委託し作業に着手しており、業務完了は10月末を予定しています。</p> <p>この度、ご意見を頂戴しました青山公民館や緑が丘東小学校など、青山地区2次避難所の収容人数の検証及び見直しにつきましては、この業務完了後、調査結果のデータをもとに、新型コロナウイルス感染症にも対応した避難所運用計画の見直しを予定しております。なお、新型コロナウイルス感染症対策を考慮しますと3密対策などにより、各避難所の収容可能人数が概ね半減すると予想されますので、調査結果によっては、現状の2次避難所では、避難者の受入れが出来ない事も考えられます。</p> <p>このような場合は、民間施設等へ災害時の避難所協力依頼を行い避難施設の確保に努めますが、必要避難者数を確保できない場合は、コロナ禍での有効な避難方法として、「分散避難」の推進を含めた計画策定を行います。</p>		

次に新型コロナウイルスに対応した避難所運営についての研修状況につきましては、まず、職員に対しては、昨年7月と今年7月に2次避難所の指定要員に対して、コロナ禍で避難所を開設する際の避難者の受付手順、発熱等問診票による健康チェックの方法、一般避難者と有症状者及び濃厚接触者の導線や避難スペースを分けて確保する避難所レイアウトの説明等、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルの説明を行なっています。さらに、限られたスペースの中で飛沫感染を防ぐため、避難テントやダンボールベッドの実演・実技を行ないました。他に、2次避難所の現地確認を危機管理課職員と避難所指定要員で行なっています。そこで避難所の開設手順や一般避難者、有症状者や災害時要援護者等の避難スペースや避難所の備蓄品を確認しています。

このほか、各地域で開催されている防災研修会に出向き、同様の説明及び実演・実技を行っています。

直近では、7月26日に開催されました細川地区で説明を行いました。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	青山地区	
意見・提言	5	ゴミ収集回数の見直しとゴミステーション利用に関わるガイドラインの策定について (青山6丁目、1丁目)
<p>(内容)</p> <p>コロナ禍によりステイホームが増えたことで自ずとゴミが増えている。可燃ゴミやプラスチックゴミは週1回以上収集日があるため、問題ないが、缶、瓶、ペットボトル、粗ごみ、埋立ごみ等は収集回数が月1回しかなく、1ヶ月分のゴミを貯めないといけな量が増えて処分に困っている。缶やペットボトル等のゴミを可燃ゴミに紛れさせて捨てている家庭もあり、ゴミの削減、適切な分別処分の促進、リサイクル品の増加を促すために収集回数を増やして欲しい。</p> <p>また、自治会未加入者のゴミステーション利用については多くの自治会が頭を悩ませている。自治会費を払わず利用し、ゴミステーションの清掃当番も行わない等の不公平が起きている。そこで自治会への入会、未加入に関係なく市民としてゴミステーション利用、清掃等を義務付けるガイドラインの策定を切望する。</p>		
回 答	(担当課) 市民生活部 環境課	
<p>コロナ禍によりステイホームが増えたことで、埋立ごみ、あらごみ、ペットボトル等のごみが増えるので回数を増やして欲しいとのご要望ですが、ごみの搬出の増加も一時的なものであり、回数の増加は人員や回収コストの著しい増加が想定されることから、現行の月1回の回収でご理解をお願いしたいと考えております。</p> <p>また、缶、ペットボトル等については、イオンやマックスバリュなど「スリム・リサイクル宣言の店」をご利用いただくと共に、あらごみ、埋立ごみは、譲渡等のリサイクル(リユース)で資源の有効活用をお願いいたします。</p> <p>また、ゴミステーション利用等のガイドラインについては、現在のところ、ごみカレンダー等でごみ出しの注意点やマナーの啓発を行っているところですが、ゴミステーションの清掃など含めた啓発ちらしを作成します。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	青山地区	
意見・提言	6	防犯カメラの管理について（青山6丁目）
<p>(内容)</p> <p>兵庫県、三木市、防犯協会より助成金を頂き、各丁目で防犯カメラの設置を進めてきた。</p> <p>警察より防犯カメラの映像確認を自治会へ求められたが、対応に苦慮することがある。定期メンテナンスと維持管理について、専門知識が必要なことと、自治会役員の年度交代により引き継ぎが難しくなっている為、費用面は自治会負担のままで良いが、市で一括した専門業者による定期メンテナンス、維持管理に切り替え出来ないものか。</p>		
回 答	(担当課) 市民生活部 生活環境課	
<p>防犯カメラ設置団体により、設置業者や種類、仕様も様々なため、引き続き各団体で管理運用をお願いします。</p> <p>また、捜査機関からの映像確認の依頼、保守、運用について、お困りのことがあれば、市生活環境課にご相談ください</p> <p>なお、防犯カメラの取扱いについては、令和2年度に、情報漏洩リスク等を踏まえた適正な管理、運用の徹底についての研修会を開催し、また、令和4年度には「防犯カメラのメンテナンス・維持管理」をテーマにした研修会の開催を予定するなど、適宜、情報の提供や啓発を行ってまいります。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	青山地区	
意見・提言	7	公園の砂場の安全点検と衛生管理について (青山5丁目、4丁目)
<p>(内容)</p> <p>各丁目にある公園の遊具の安全点検と砂場の衛生管理を定期的 に実施していただけないか。</p> <p>各自治会に公園清掃が委託されているので、公園清掃時に各自 自治会が砂場内の異物除去、掘り返し等を行うことは可能だが、衛生 管理の消毒等は市で対応していただきたい。</p> <p>また、中央公園等、市の管理下にある公園についても合わせてお 願いしたい。厚生労働省における感染症対策ガイドライン201 8年改訂版で砂場は猫の糞便等が由来の寄生虫、大腸菌等で汚染 されていることがあるので、衛生管理が重要であると指摘されて いる。</p> <p>都市政策課公園緑地係に確認したところ、青山地区における公 園砂場の衛生管理について、砂場の消毒等はこれまで行ったこと はなく、砂が少なくなった際に補充するのみとの回答であった。</p> <p><他の自治体における砂場の衛生管理状況></p> <p>千葉県浦安市：砂場の糞対策、必要に応じて消毒</p> <p>千葉県船橋市：毎年1回砂場の清掃、消毒</p> <p>東京都江東区：砂場の汚染対策、衛生検査、清掃</p> <p>広島県広島市：毎年必要に応じて砂の入れ替えと補充、消毒</p> <p>兵庫県明石市：2年に1回の消毒</p>		
回 答	(担当課) 都市整備部 都市政策課	
<p>日頃は、公園清掃などの維持管理につきまして、ご理解、ご協 力を賜りまして、誠にありがとうございます。この場をお借りして、 お礼申し上げます。</p> <p>現在、都市政策課で管理をしている公園は、市内全体で105公 園あり、遊具やフェンス、照明灯などの公園施設について、整備や 修繕などを行っています。</p> <p>ご意見をいただきました、砂場や、公園施設の安全対策と維持管</p>		

理につきましては、職員が公園に立ち寄った際に実施する月1回程度の日常点検と、年に1回専門業者により実施する定期点検並びに、地元自治会の方々が公園清掃時などにお気づきの点を市に連絡していただくことなどで、公園施設の不具合を発見し、必要に応じて施設の修繕を行っております。

砂場につきましても、動物のフンや異物の混入があれば、砂の入れ替えや砂の補充を行っております。

ご意見の中で、砂場の衛生管理状況として情報提供いただいております自治体の状況とあわせて、神戸市や小野市など近隣自治体の状況を個別に聞き取りましたが、消毒作業を実施している自治体は明石市のみで、年一回程度実施しているとのことでした。

また、消毒作業につきましては、1週間連続で行わないと効果が期待できないとも言われており、常時砂場を清潔に保つには、このような作業を年に数回行う必要がありますので、消毒による砂場の管理は現実的ではないと思われ、本市のみならず、各自治体におきましても、砂場の衛生管理は、非常に苦慮している状況がうかがえます。

しかしながら、どうすれば地域の皆様が安心して利用できる砂場にできるか考えなければなりません。

そこで、例えば、砂場を覆う保護シート或いはネットなどを希望する自治会にお渡し、砂場を利用しないときは被せていただくことで、動物の侵入を一定防ぐことができないかと考えています。

この方法につきましては、自治会の皆様及び公園利用者の方々のご協力が必要になります。

これを機会に一度、各自治会の砂場の利用状況などを調査し、砂場の衛生対策について各自治会のご意見をお聞かせいただき、実施可能な方策について検討できればと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	青山地区	
意見・提言	8	乳幼児健診の回数について（青山1丁目）
<p>(内容)</p> <p>現状、三木市の乳幼児健診は、1歳6か月、3歳、2回の義務健診と、義務健診以外は任意健診になっているが、乳幼児期は病気にかかりやすく、1歳頃までの乳児は短期間に様々な能力を身に付ける大事な成長時期でもある為、短いスパンで定期的な健診を受け、月齢に応じた発育をしているかを親が把握することは重要であり、安心な子育てに繋がることになるので、三木市でも9～10か月健診を設定していただけないか。</p> <p>また、核家族や異国で暮らす外国人家族にとって、出産・子育てに関する情報の収集や周りの協力を得ることは難しく、多言語による受け入れ体制整備も合わせお願いできないか。</p>		
回答	(担当課) 健康福祉部 健康増進課	
<p>三木市では、母子保健法第12条に定められている1歳6か月児健診と3歳児健診と、同法第13条に基づき4か月児を対象として乳児健診を実施しています。</p> <p>0歳から1歳までの乳児への育児支援として、9～10か月児健診ではなく、相談の場を設けることで、特定の月齢に限らず、いつでも乳児の健康について相談できる場所として、子育て世代包括支援センターで、保健師や助産師が、発育だけでなく子育て中の保護者の悩みを聞くなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援を行っています。</p> <p>また、令和2年度からは産前・産後サポート事業として「みっきいたまびよサロン」を毎月開催しています。産後サポート事業では、0歳児の赤ちゃんとご家族を対象に、助産師や保健師、保育士が体重測定や健康相談に応じるほか、参加者同士の交流の場にもなっています。その他、児童センターや吉川児童館の子育てキャラバンでも、子育てや発育の相談に応じています。三木市では、健診だけでなく様々な子育て支援事業の中で、発育や育児の相談を行っておりますので、特定の月齢に限らずご家庭のご都合に合わせて、ご利用いただけます。これらの相談支援について、妊産婦の方へ周知していきます。</p>		

次に外国人の方への支援としましては、英語やポルトガル語など12言語の多言語対応が可能である母子健康手帳アプリ「みっきい☆子育てアプリ」を令和3年度から導入し、子育て支援に活用しています。

さらに、外国人妊婦に対しては、英語やタガログ語、ベトナム語といった9か国語の母子健康手帳を用意し、母国語に応じて選択できるようにしています。外国語版の母子健康手帳は、令和2年度は合計13冊（内訳はベトナム語6冊、英語3冊、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、インドネシア語はそれぞれ1冊ずつ）、令和3年度は8月末で4冊（内訳はベトナム語2冊、ポルトガル語とスペイン語の1冊ずつ）をお渡ししています。

家庭訪問や窓口対応、乳幼児健診といった場面では、英語表記によるアンケート用紙や音声通訳機を用いて説明を行っており、令和2年度の家庭訪問件数は16件、令和3年度は8月末で8件です。

また、外国人の相談を受けることの多い国際交流協会とも連携し、支援が必要な家庭への面談による相談や同行訪問なども行っています。

今後も引き続き関係機関と連携しながら、積極的に利用してもらえることができるよう、あらゆる機会をとらえて周知しながら、外国人の方への子育て支援を行ってまいります。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	青山地区	
意見・提言	9	市からの配布文書等のデジタル化への展望について（1丁目、3丁目）
<p>(内容)</p> <p>市から自治会への配布回覧資料は紙ベース。会議の案内文、依頼事項は郵送となっている。</p> <p>ホームページ上で閲覧、ダウンロードが出来れば、市のメリットとして印刷、配送等のコストカット、労力削減、情報共有のスピーディー化が考えられる。自治会のメリットとしても、配布回覧の労力軽減が見込める。会議の案内、出欠確認や回答を電子メールへシフトすることにより、市・自治会双方のメリットとして郵送費用のコストカット、労力軽減につながる。また、教育委員会では全小中学生にタブレットを配布し、タブレット学習の推進が図られている。</p> <p>高齢者やデジタル環境に不慣れな方がいる現状を踏まえながら、公民館の Wi-Fi の環境整備も含めた市としてのデジタル化への展望を示していただきたい。</p>		
回答	(担当課) 市民生活部 市民協働課 教育総務部 生涯学習課	
<p>市から自治会への回覧物につきましては、昨年度から自治会役員の負担軽減のため、原則として全戸配布は行わないことや月半ばの回覧は緊急を要するものに限定し、月初めの回覧に集約することに取り組んでいます。</p> <p>現在、市から全自治会宛の回覧・配布物の情報については、市ホームページの自治会関連情報ページに掲載しています。ホームページ上の情報は、スマートフォンやパソコンなどの閲覧環境の無い方は閲覧ができないため、情報を確実にお届けできるよう、紙ベースとホームページの両方で情報を発信しています。また、電子メールの活用につきましては、回答を電子メールで行っていただくことは既に一部で行っていますが、個人情報保護の観点、確実な情報の受け渡し、市・自治会双方のメリットなど、さまざまなことを考慮しながら、活用してまいります。</p>		

高齢者等のデジタル環境に不慣れな方に対しては、デジタル化だけではなく、従来どおり窓口での丁寧なサービスを基本とし、インターネットや電話・FAX等の運用と併用することにより、すべての世代へ広範に情報が行きわたるよう今後も努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、市内公共施設の閉館や、公民館事業が実施できないこともあったことから、インターネットを使った新たな学習方法の提供、情報発信や情報交換のためにも、その手段として Wi-Fi 環境の整備は必要であると考えております。

今後、市全体における施設の Wi-Fi 環境整備等について、地域の方の需要やセキュリティ等を含め、関連する部署と協議・連携し、検討を行ってまいります。

<メ モ>

A series of horizontal dotted lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.